

国民健康保険限度額適用認定証などの更新

現在交付している国民健康保険限度額認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証は、有効期限が平成30年7月31日となっています。対象の方には7月上旬に認定証の交付申請書を郵送しています。8月1日以降も認定証が必要な方は、7月20日(金)までに申請してください。7月下旬に新しい認定証を郵送します。なお、上記の期日以降に申請された場合、新しい認定証は8月以降に随時郵送します。

●注意事項 平成30年度の所得申告をしていない国民健康保険加入者がいる世帯は、最も高い所得区分で判定されます。正しい所得区分で判定するには、必ず所得の申告をしてください。国民健康保険税に滞納がある世帯の方は、「限度額適用認定証」などを交付できない場合があります。

☎保健医療課
☎(0771)68-0011

雨水タンクの購入費用の一部を補助します

雨水をためることにより、雨水の利活用や防災対策などに役立てていただくため、購入費用を補助しています。

●補助額

雨水タンク購入経費に4分の3を乗じた額(上限額45,000円)

●補助対象となるタンク

雨水を雨どいから分岐器具を介して貯留する施設で、100リットル以上の貯留量があるもの。(農業用タンク・ドラム缶などは補助対象外。雨水タンクとして市販されているものに限りです。)

●補助交付条件

- ・南丹市内で雨水タンクを設置する建物を所有する個人または法人
- ・雨水タンク本体を購入する前に申請書を提出すること
- ・税、下水道受益者負担金、分担金および上下水道料金の滞納がないこと
- ・設置に係る工事費用、配達費、雨どいにかかる費用、塗装費などは補助金対象外

●その他

- ・補助金交付要綱や補助金交付申請書などは、市ホームページからダウンロードしていただけます。その他不明な点はお問い合わせください。

☎下水道課
☎(0771)68-0054

未成年心身障害者年金申請のお知らせ

未成年の心身障がい者および保護者の負担軽減を図るため、年金(助成金)を支給します。

●対象者 市民税非課税世帯で、次の①②全てに該当する方の扶養者

①平成30年4月1日現在、市内に3年以上居住する20歳未満の方

②次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級または療育手帳所持者
- ・日常生活を著しく制限されているか、介護の必要のある方
- ・特別支援学級または特別支援学校に在籍している方

●助成金額 年額2万円
※支給は年度内1回のみ。

●申請方法 8月31日(金)までに、印鑑と通帳など振込金融機関が確認できるものを持参の上、申請してください。

☎社会福祉課

☎(0771)68-0007

☎各支所市民生活課

☎八木(0771)68-0022

日吉(0771)68-0032

美山(0771)68-0041

在宅重度身体障害者介護者激励金のお知らせ

重度の身体障がいがある方を在宅で介護されている方を対象に激励金を支給します。

●対象者 市民税非課税世帯で、次の①②全てに該当する方

①寝たきりの状態が6カ月以上継続している重度の身体障がいのある方(20歳以上65歳未満)を、常時直接介護している親族など。

②重度の身体障がいのある方と介護者の双方が、平成30年8月1日現在、市内に在住されている方。ただし、次のいずれかに該当する場合は支給対象外です。

- ・施設に入所している場合
- ・病院などに引き続き3カ月以上入院している場合
- ・平成30年2月1日以降に市外から転入された場合

●助成金額 年額6万円

※支給は年度内に1回のみ。

●申請方法 問合せ先で申請用紙を配布しますので、8月1日以降に民生委員の証明を受けていただき、8月31日(金)までに申請してください。

☎社会福祉課

☎(0771)68-0007

☎各支所市民生活課

☎八木(0771)68-0022

日吉(0771)68-0032

美山(0771)68-0041